

校内申込期限

6 月 2 日

案内先

担任

1 学年

公益財団法人日本教育公務員弘済会
令和 7 年度岐阜支部高等学校等給付奨学生募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 給付奨学金事業規程に基づく

1 対象

岐阜県内の公立高等学校、特別支援学校（高等部）、私立高等学校及び国立高等専門学校に、本年 4 月入学した生徒・学生で、修学意欲がありながら学費の支払いが特に困難と認められる就学援助を要する者
但し、入学した生徒・学生に対象となる者がいない場合は、2 年生若しくは 3 年生を 1 名推薦することができる。

尚、2 年生若しくは 3 年生を推薦する場合、過去に本奨学金を受けている生徒は推薦できない。

2 給付金

給付奨学生一人当たり 5 万円を入学年度に給付

3 給付奨学生の決定

校長から推薦のあった各校 2 名までの給付奨学生について、当会岐阜支部教育振興事業選考委員会での選考を経て当会理事長が決定

※ 分離校舎がある学校は、校舎ごとに 2 名まで推薦可

※ 全日制・定時制・通信制ごとに 2 名まで推薦可

4 募集期間

令和 7 年 5 月 1 日～7 月 31 日

5 応募方法

ア 申請書及び推薦書の提出

- ・ 校長による「高等学校等給付奨学生推薦書」（給奨学様式 4）と生徒・学生本人及び親権者による本人自筆の「給付奨学生申請書」（給奨学様式 1）を期日までに、当会岐阜支部事務局まで提出
- ・ 期限までに提出されなかった場合には、申請希望者がなかったものと判断をします。

イ 申請締切

令和 7 年 7 月 31 日（必着）

6 給付決定通知

- ・ 各校長には、「給付奨学生の決定について」（給奨学様式 5）にて通知（9 月）
- ・ 給付奨学生及び親権者には、各校長を通じて「給付奨学生の決定について」（給奨学様式 6）にて通知するとともに、「給付奨学金銀行等振込依頼書」（給奨学様式 9）、「給付奨学生成果報告書」（給奨学様式 13）を送付

7 給付金振込と受領

給付奨学金は、「給付奨学金銀行等振込依頼書」（給奨学様式 9）が当会岐阜支部事務局に届いた後、原則として本人の口座に振込（10 月～11 月）

8 給付奨学生の報告

奨学生は、「給付奨学金銀行等振込依頼書」（給奨学様式 9）の提出に併せて「給付奨学生成果報告書」（給奨学様式 13）を岐阜支部に送付

9 個人情報の取扱い

申請書等に記載された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。

送付先

〒500-8268 岐阜市茜部菱野四丁目 103 番地

公益財団法人 日本教育公務員弘済会岐阜支部

☎ 058(272)9513 担当 事務局長